

おはなし会用品貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、おはなし会用品の借受けを希望する団体又は個人（以下「利用者」という。）が、おはなし会において、子どもたちに本と触れ合う機会を提供する各種事業等を行うため、利用者におはなし会用品の貸出しを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2 おはなし会用品は、子どもたちに本と触れ合う機会を提供する事業等を実施するために貸し出すもので、営利を目的とした使用をしてはならない。

(おはなし会用品)

第3 貸出しに供するおはなし会用品とは、当館の所有する、おはなし会等で使われる専用の物品をいう。

(貸出しの対象)

第4 おはなし会用品の貸出しを受けることができる利用者は、子どもの読書活動を支援する団体又は個人とし、県立長野図書館の利用カードを交付された者とする。ただし、団体の場合は、その代表者が利用カードを交付された者であることとする。

(貸出手続)

第5 利用者は、原則として借受希望日までに、おはなし会用品借受申請書(様式第1号)を県立長野図書館長（以下「館長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

2 館長は、前項の規定により貸出しを承認したときは、利用者におはなし会用品貸出承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 おはなし会用品の引渡しは、県立長野図書館において行うものとする。

(貸出期間)

第6 おはなし会用品の貸出期間は、30日以内とする。ただし、申請者からの希望により、館長は貸出期間を延長することができる。

(返納の手續)

第7 おはなし会用品を返納するときは、利用者が持参するものとする。ただし、郵送等が可能な物品の場合は郵送等によることもできる。これに要する経費は利用者の負担とする。なお、返納の際、返納書(様式第3号)を添付することとする。

(その他)

第8 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。